

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	税収納に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上尾市は、税収納に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

上尾市長

公表日

令和6年3月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	税収納に関する事務
②事務の概要	地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例のうち、市税の収納に関する事務。 1、市税の収納、還付、充当、督促状発送等を行う事務及びそれらに付帯する事務 2、法人市民税の納税証明書発行に関する事務 3、市税等の口座振替に関する事務 ※番号法の別表第二に基づいて上尾市は地方税の収納管理に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。
③システムの名称	収納消込システム、口座管理システム、滞納整理支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
収納管理システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の16及び30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条及び第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報照会の根拠】 番号法別表第二の第27の項 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の第三欄が市町村長の項のうち第四欄に地方税関係情報が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項) 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) 【情報照会の根拠】 第20条第1号、第6号、第7号、第8号、第10号、第15号、第16号、第18号、第20号、第23号 【情報提供の根拠】 (第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第57条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4) 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号) 【情報照会の根拠】 第9条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	行政経営部 納税課
②所属長の役職名	行政経営部納税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	行政経営部納税課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月4日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月4日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われ	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている

るリスクへの対策は十分か	[] 十分である	2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[] 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[] 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[] 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[] 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月28日	関連情報のうち5.評価実施機関における担当部署	納税課長 石井 孝浩	納税課長 鮎谷 浩	事後	
平成27年12月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成27年12月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成27年12月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成27年12月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成29年2月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日時点	平成29年2月28日時点	事後	判定基準日の見直し
平成29年2月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日時点	平成29年2月28日時点	事後	判定基準日の見直し
平成29年2月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	収納消込システム、口座管理システム、滞納整理支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	収納消込システム、口座管理システム、滞納整理支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	住基法改正に伴う見直し
平成29年6月1日	表紙のうち公表日	平成29年2月28日	平成29年7月1日	事前	
平成29年6月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	納税課長 鮎谷 浩	納税課長 鈴木 弘典	事前	
平成29年6月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年2月1日時点	平成29年6月1日時点	事前	判定基準日の見直し
平成29年6月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年2月1日時点	平成29年6月1日時点	事前	判定基準日の見直し
平成30年5月10日	表紙のうち公表日	平成29年7月1日	平成30年5月10日	事前	
平成30年5月10日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	納税課長 鈴木 弘典	納税課長 石島 努	事前	
平成30年5月10日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成30年4月1日時点	事前	判定基準日の見直し
平成30年5月10日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成30年4月1日時点	事前	判定基準日の見直し
平成31年4月12日	表紙のうち公表日	平成30年5月10日	平成31年4月12日	事前	
平成31年4月12日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	納税課長 石島 努	行政経営部副参事兼納税課長	事前	
平成31年4月12日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事前	判定基準日の見直し
平成31年4月12日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事前	判定基準日の見直し
平成31年4月12日	IV リスク対策		全項目追加	事前	
令和1年12月2日	表紙のうち公表日	平成31年4月12日	令和1年12月20日	事前	
令和2年12月22日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年12月22日時点	事前	判定基準日の見直し
令和2年12月22日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年12月22日時点	事前	判定基準日の見直し
令和3年12月9日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	令和3年5月19日	令和3年12月9日時点	事後	番号利用法改正に伴う見直し
令和4年12月7日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年12月9日時点	令和4年12月7日時点	事前	判定基準日の見直し
令和4年12月7日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年12月9日時点	令和4年12月7日時点	事前	判定基準日の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月7日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の第三欄が市町村長の項のうち第四欄に地方税関係情報が含まれる項 (1.2.3.4.6.8.9.11.16.18.23.26.27.28.29.31.34.35.37.39.40.42.48.54.57.58.59.61.62.63.64.65.66.67.70.71.74.80.84.87.91.92.94.97.101.102.103.106.107.108.113.114.115.116.117.120)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第44条、第45条、第47条、第49条、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条)</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法別表第二の第27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>	<p>1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報照会の根拠】 番号法別表第二の第27の項 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の第三欄が市町村長の項のうち第四欄に地方税関係情報が含まれる項 (1.2.3.4.6.8.9.11.16.18.20.23.26.27.28.29.30.31.34.35.37.38.39.40.42.48.53.54.57.58.59.61.62.63.64.65.66.67.70.71.74.80.84.85)</p> <p>2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) 【情報照会の根拠】 第20条第1号、第6号、第7号、第8号、第10号、第15号、第16号、第18号、第20号、第23号 【情報提供の根拠】 (第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第57条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4)</p> <p>3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号) 【情報照会の根拠】第9条</p>	事前	番号利用法改正に伴う見直し
令和6年1月4日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	行政経営部副参事兼納税課長	行政経営部納税課長	事前	
令和6年1月4日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年12月7日時点	令和6年1月4日時点	事前	判定基準日の見直し
令和6年1月4日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年12月7日時点	令和6年1月4日時点	事前	判定基準日の見直し